2　平成三十六年三月三十一日までの間、退職被保険者等所属都道府県について、附則第三条の規定により読み替えられた第六条の二を適用する場合においては、同条第一号ロ⑵中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金」とする。

（平成三十年度における組合に対する補助の特例）

第四条の三　平成三十年度において、附則第四条の規定により読み替えられた第七条、第七条の七から第七条の九まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第四条の規定により読み替えられた第七条（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の七（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の八（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第七条の九（見出しを含む。）	附則第十三条	附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条
附則第四条の規定により読み替えられた第十三条第二項	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第四項第二号に規定する額	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額

（平成三十年度における組合に対する補助の特例）

第四条の三　平成三十年度において、第七条、第七条の七から第七条の九まで及び第十三条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条（見出しを含む。）	第五条第一項第一号ロ⑵	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第一項第一号ロ⑵
第七条の七（見出しを含む。）	第五条第五項第二号	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号
第七条の八（見出しを含む。）	第五条第五項第三号ロ	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ロ
第七条の九（見出しを含む。）	第五条第五項第三号ハ	附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ハ
第十三条第二項	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額 ハ　算定政令第五条第四項第二号に規定する額 三　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額から口に掲げ	二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額 イ　特定給付見込額 ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令附則第十六条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第二号に規定する額